

保護者 様

台風・地震等の対応について

大田区立志茂田小学校
校長 長町 正弘

日頃から本校の教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

本校では、大田区教育委員会の定めた「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン」にしたがって、以下のように初期対応を行います。ご承知おきのほど宜しくお願いいたします。

1 台風・暴風対応

(1) 臨時休校

- ① 午前7時に大田区へ暴風警報又は特別警報が発令されている場合は臨時休校とする。

(2) 学校留め置き

- ① 下校時に大田区へ暴風警報が発令されている場合は、児童を学校に留め置く。
- ② 暴風警報が解除されるまでは児童を学校に留め置き、解除後に方面別の集団下校を実施する。
- ③ 午後6時以降に暴風警報が解除された場合は、保護者による引き取り下校を実施する。

2 震度5弱以上の地震が発生した時の初期対応

(1) 地震発生時

- ① 地震が発生した時は、児童はただちに避難行動をとる。校内放送による指示を行うとともに、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所（教室内、特別教室内等）で机の下にもぐり、身の安全を確保させる。
- ② 大田区内での震度5弱以上の地震（以下、「大規模地震」と記述）であることが分かった場合は、以下の（2）以降の対応をとる。

(2) 第一次避難（第二次避難）

- ① 揺れがおさまった後、児童の点呼とけがの有無の確認を行う。
- ② 校舎の倒壊の危険があると校長が判断した場合や近隣で火災が発生した場合は、児童の避難路に危険箇所がないかどうか確認しながら避難を実施する。防災頭巾等で頭を保護しながら、校庭等の安全な場所へ「おさない かけない しゃべらない もどらない」の原則を守り、落下物やガラス、校舎から剥離した壁面等に注意しながら児童を避難させる。
- ③ 大規模地震が発生後、しばらくは余震が続くことを警戒して行動させる。
- ④ 大田区に津波警報が発令された場合、直ちに避難場所を校舎3階等の高い場所へ変更し、第二次避難を実施する。また、火災や津波、土砂崩れ、堤防決壊による浸水、ガス爆発などで、第一次避難をしている場所が危険になった時も第二次避難を実施する。
- ④ 防災無線からの情報を聞き取る。

(4) 児童・生徒の留め置き及び引き渡し・方面別の集団下校

- ① 情報収集後、地域に火災や家屋の倒壊等の大きな被害が確認されたり、ライフラインや道路の寸断等が確認されたりした場合はもとより、地域に大きな被害がない場合でも、引き続き学校へ児童を留め置く。
- ② 保護者が引き取りにきた場合は、児童を引き渡す。
- ③ 事前に保護者の了解を得ている場合は、中学生による小学生の弟や妹の引き取りも可とする。

※ 震度4以下の地震であっても、被災状況に応じて、児童・生徒の学校への留め置き及び保護者への引き渡しを行うことや、中学校においては方面別集団下校を実施することがある。